

東京都板橋区職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 8 年 3 月 1 2 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 2 号

東京都板橋区職員定数条例の一部を改正する条例

東京都板橋区職員定数条例（昭和 5 0 年板橋区条例第 4 3 号）の一部
を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- | | |
|-------------------------------|------------|
| (1) 区長の事務部局の職員 | 3, 2 4 8 人 |
| （うち 3 8 0 人は、福祉事務所の職員の定数とする。） | |
| (2) 議会の事務部局の職員 | 1 8 人 |
| (3) 教育委員会の事務部局の職員 | 2 1 6 人 |
| (4) 教育委員会の所管に属する学校の職員 | 9 9 人 |
| （うち 6 人は、幼稚園教諭の定数とする。） | |
| (5) 選挙管理委員会の事務部局の職員 | 1 1 人 |
| (6) 監査委員の事務部局の職員 | 1 1 人 |
| 合 計 | 3, 6 0 3 人 |

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月12日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第3号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和35年板橋区条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「4号給」の次に「（行政職給料表（一）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が6級以上であるものにあつては、0号給）」を加える。

第19条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同項ただし書中「勤務しなかつた」を「勤務をしなかつた」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会の承認を得て区規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て区規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

ア 行政職給料表（一）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	196,600	245,300	268,800	292,300	396,800	497,700	541,500
	2	197,500	246,200	270,200	294,200	399,300	506,200	550,200
	3	198,400	247,100	271,600	296,100	401,500	513,900	557,900
	4	199,300	248,100	273,000	298,000	403,800	520,400	564,400
	5	200,300	249,100	274,500	300,000	406,100	526,500	570,500
	6	201,300	250,200	276,100	301,900	408,400	532,000	576,000
	7	202,200	251,300	277,700	303,800	410,700	536,900	580,900
	8	203,100	252,400	279,300	305,800	412,900	539,400	583,400
	9	204,000	253,600	281,000	307,800	415,000	541,400	
	10	205,000	254,800	282,700	309,700	417,300		
	11	206,100	256,000	284,500	311,700	419,400		
	12	207,100	257,200	286,300	313,700	421,500		
	13	208,100	258,400	288,100	315,700	423,600		
	14	209,300	259,700	289,900	317,700	425,500		
	15	210,500	261,000	291,700	319,700	427,400		
	16	211,700	262,300	293,600	321,700	429,200		
	17	213,000	263,700	295,500	323,600	431,000		
	18	214,400	265,100	297,300	325,500	432,600		
	19	216,000	266,500	299,200	327,500	434,100		
	20	217,600	267,900	301,100	329,500	435,400		
	21	219,200	269,400	303,000	331,500	436,700		
	22	220,800	270,900	304,800	333,500	438,100		
	23	222,400	272,400	306,700	335,400	439,300		
	24	224,000	273,900	308,600	337,400	440,300		
	25	225,600	275,400	310,500	339,400	441,400		
	26	227,300	276,900	312,800	341,800	442,500		
	27	229,000	278,400	315,200	344,300	443,500		
	28	230,700	279,900	317,600	346,800	444,400		
	29	232,000	281,500	320,000	349,300	445,200		
	30	232,900	283,600	321,900	351,400	446,000		
	31	233,600	285,700	323,700	353,500	446,800		
	32	234,300	287,800	325,500	355,500	447,600		
	33	235,000	290,000	327,300	357,500	448,300		
	34	235,800	291,400	329,100	359,500	449,000		
	35	236,600	292,800	330,800	361,500	449,800		
	36	237,500	294,200	332,500	363,500	450,500		
	37	238,400	295,700	334,200	365,500	451,100		
	38	239,300	297,100	336,000	367,500	451,800		
	39	240,300	298,500	337,700	369,500	452,400		
	40	241,200	299,900	339,400	371,400	453,000		
	41	242,300	301,200	341,100	373,300	453,500		

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

42	243,400	302,500	342,800	375,200	454,000		
43	244,600	303,800	344,500	377,100	454,500		
44	245,800	305,100	346,200	378,900	455,100		
45	247,100	306,400	347,800	380,700	455,700		
46	248,200	307,600	349,400	382,500	456,300		
47	249,300	308,900	351,000	384,300	456,900		
48	250,500	310,100	352,700	386,100	457,300		
49	251,800	311,400	354,400	387,900	457,800		
50	252,900	312,700	356,000	389,700	458,300		
51	254,000	313,900	357,600	391,600	458,800		
52	255,200	315,100	359,200	393,300	459,300		
53	256,400	316,300	360,900	395,000	459,800		
54	257,500	317,500	362,500	396,700	460,300		
55	258,600	318,700	364,200	398,400	460,700		
56	259,800	319,900	365,800	399,900	461,200		
57	261,000	321,100	367,300	401,400	461,700		
58	262,100	322,300	368,900	402,900	462,200		
59	263,200	323,400	370,400	404,400	462,700		
60	264,300	324,600	371,900	405,900	463,200		
61	265,400	325,800	373,500	407,300	463,600		
62	266,500	327,000	375,100	408,600	464,100		
63	267,600	328,200	376,600	409,900	464,600		
64	268,700	329,400	378,100	411,100	465,100		
65	269,800	330,500	379,600	412,200	465,600		
66	270,900	331,700	381,100	413,200	466,100		
67	272,000	332,900	382,600	414,200	466,600		
68	273,100	334,100	384,000	415,200	467,100		
69	274,200	335,200	385,400	416,200	467,600		
70	275,300	336,400	386,700	417,000	468,100		
71	276,400	337,600	388,000	417,900	468,600		
72	277,500	338,700	389,200	418,700	469,100		
73	278,600	339,900	390,300	419,500	469,600		
74	279,700	341,000	391,300	420,200	470,100		
75	280,800	342,100	392,300	420,900	470,600		
76	281,900	343,100	393,200	421,600	471,100		
77	283,000	344,100	394,200	422,300	471,600		
78	284,100	345,100	395,100	422,900			
79	285,200	346,000	396,000	423,600			
80	286,300	346,900	396,700	424,200			
81	287,300	347,600	397,500	424,800			
82	288,400	348,400	398,300	425,300			
83	289,500	349,100	399,000	425,800			
84	290,500	349,800	399,600	426,300			
85	291,600	350,300	400,300	426,800			
86	292,700	350,900	400,900	427,200			
87	293,800	351,500	401,500	427,700			
88	294,800	352,000	402,000	428,200			
89	295,900	352,600	402,500	428,600			
90	297,000	353,200	403,000	429,100			

91	298,000	353,800	403,500	429,600			
92	299,100	354,300	404,000	430,000			
93	300,200	354,800	404,500	430,400			
94	301,300	355,300	405,000	430,900			
95	302,400	355,800	405,500	431,400			
96	303,400	356,300	406,000	431,800			
97	304,400	356,800	406,400	432,200			
98	305,500	357,200	406,800	432,600			
99	306,600	357,700	407,300	433,000			
100	307,700	358,200	407,800	433,400			
101	308,600	358,700	408,300	433,800			
102	309,600	359,100	408,800	434,200			
103	310,600	359,600	409,300	434,600			
104	311,500	360,100	409,700	435,000			
105	312,400	360,600	410,100	435,400			
106	313,300	361,000	410,500	435,800			
107	314,200	361,400	410,900	436,200			
108	315,100	361,800	411,300	436,600			
109	315,900	362,200	411,700	437,000			
110	316,700	362,600	412,100	437,400			
111	317,400	363,000	412,500	437,800			
112	318,100	363,400	412,900	438,200			
113	318,700	363,800	413,300	438,600			
114	319,400	364,200	413,700	439,000			
115	320,000	364,600	414,100	439,400			
116	320,600	365,000	414,500	439,800			
117	321,100	365,400	414,900	440,200			
118	321,600	365,800	415,300	440,600			
119	322,000	366,200	415,700	441,000			
120	322,400	366,600	416,100	441,400			
121	322,700	367,000	416,500	441,800			
122	323,100		416,900	442,200			
123	323,500		417,300	442,600			
124	323,900		417,700	443,000			
125	324,300		418,100	443,400			
126	324,600		418,500	443,800			
127	325,000		418,900	444,200			
128	325,400		419,300	444,600			
129	325,800		419,700	445,000			
130	326,200		420,100				
131	326,600		420,500				
132	327,000		420,900				
133	327,300		421,300				
134	327,700						
135	328,000						
136	328,300						
137	328,600						
138	328,900						
139	329,200						

	140	329,500						
	141	329,800						
	142	330,100						
	143	330,400						
	144	330,700						
	145	331,000						
	146	331,300						
	147	331,600						
	148	331,900						
	149	332,200						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		209,700	246,200	286,500	306,100	331,100	401,000	421,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。
ただし、第21条に規定する職員を除く。

イ 行政職給料表（二）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	181,100	242,900	278,000	310,100
	2	182,000	245,000	280,200	312,500
	3	182,900	247,100	282,400	314,900
	4	183,800	249,200	284,700	317,300
	5	184,700	251,400	287,000	319,600
	6	185,600	253,100	288,800	321,900
	7	186,500	254,800	290,600	324,000
	8	187,400	256,500	292,400	326,100
	9	188,300	258,000	294,200	328,200
	10	189,200	259,500	295,800	330,300
	11	190,100	260,800	297,400	332,400
	12	191,000	262,100	299,000	334,500
	13	191,900	263,400	300,600	336,400
	14	192,800	264,700	302,100	338,300
	15	193,700	266,000	303,600	340,200
	16	194,600	267,300	305,000	342,100
	17	195,500	268,600	306,400	344,000
	18	196,400	269,900	307,800	345,900
	19	197,300	271,200	309,200	347,600
	20	198,200	272,400	310,500	349,300
	21	199,300	273,600	311,800	351,000
	22	200,400	274,800	313,100	352,700
	23	201,500	276,000	314,400	354,400
	24	202,600	277,200	315,600	356,100
	25	203,700	278,400	316,800	357,600
	26	204,800	279,600	318,000	359,100
	27	205,900	280,800	319,200	360,600
	28	207,000	282,000	320,400	362,100
	29	208,100	283,100	321,600	363,600
	30	209,200	284,200	322,700	365,100
	31	210,300	285,300	323,800	366,600
	32	211,400	286,400	324,900	368,100
	33	212,500	287,500	325,900	369,600
	34	213,600	288,600	326,900	371,100
	35	214,700	289,700	327,900	372,600
	36	215,800	290,800	328,900	374,100
	37	216,900	291,900	329,900	375,600
	38	218,000	293,000	330,900	376,900
	39	219,100	294,000	331,900	378,200
	40	220,200	295,000	332,800	379,500
	41	221,300	296,000	333,700	380,800
	42	222,400	297,000	334,600	382,100
	43	223,500	298,000	335,500	383,400

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

44	224,600	299,000	336,300	384,700
45	225,700	300,000	337,100	386,000
46	226,800	301,000	337,900	387,100
47	227,900	302,000	338,700	388,200
48	229,000	303,000	339,500	389,300
49	230,100	303,900	340,300	390,300
50	231,200	304,800	341,100	391,300
51	232,300	305,700	341,900	392,300
52	233,400	306,600	342,700	393,300
53	234,400	307,500	343,400	394,300
54	235,400	308,400	344,100	395,300
55	236,400	309,300	344,800	396,300
56	237,400	310,200	345,500	397,300
57	238,400	311,100	346,200	398,300
58	239,400	312,000	346,900	399,100
59	240,400	312,700	347,500	399,900
60	241,400	313,400	348,100	400,700
61	242,400	314,100	348,700	401,500
62	243,400	314,800	349,300	402,300
63	244,400	315,500	349,900	403,100
64	245,400	316,100	350,500	403,900
65	246,400	316,700	351,100	404,500
66	247,400	317,300	351,700	405,100
67	248,400	317,900	352,300	405,700
68	249,400	318,500	352,900	406,300
69	250,400	319,000	353,500	406,900
70	251,400	319,500	354,100	407,500
71	252,400	320,000	354,700	408,100
72	253,400	320,500	355,200	408,700
73	254,400	321,000	355,700	409,100
74	255,400	321,500	356,200	409,400
75	256,400	322,000	356,700	409,700
76	257,400	322,500	357,200	410,000
77	258,400	323,000	357,700	410,300
78	259,400	323,500	358,200	410,600
79	260,400	324,000	358,700	410,900
80	261,400	324,500	359,200	411,200
81	262,400	325,000	359,700	411,500
82	263,400	325,500	360,200	411,800
83	264,400	325,900	360,700	412,100
84	265,400	326,300	361,200	412,400
85	266,400	326,700	361,700	412,700
86	267,400	327,100	362,100	413,000
87	268,400	327,500	362,500	413,300
88	269,400	327,900	362,900	413,600
89	270,400	328,300	363,300	413,900
90	271,400	328,700	363,700	414,200

91	272,400	329,100	364,100	414,500
92	273,400	329,500	364,500	414,800
93	274,400	329,900	364,900	415,100
94	275,400	330,300	365,300	415,400
95	276,400	330,700	365,700	
96	277,400	331,000	366,000	
97	278,400	331,300	366,300	
98	279,400	331,600	366,600	
99	280,400	331,900	366,900	
100	281,400	332,200	367,200	
101	282,400	332,500	367,500	
102	283,400	332,800	367,800	
103	284,400	333,100	368,100	
104	285,400	333,400	368,400	
105	286,400	333,700	368,700	
106	287,400	334,000	369,000	
107	288,400	334,300	369,300	
108	289,300	334,600	369,600	
109	290,200	334,900	369,900	
110	291,100	335,100	370,200	
111	292,000	335,300	370,500	
112	292,900	335,500	370,800	
113	293,800	335,700	371,100	
114	294,700	335,900	371,400	
115	295,600	336,100	371,700	
116	296,500	336,300	372,000	
117	297,400	336,500	372,300	
118	298,300	336,700	372,600	
119	299,000	336,900	372,900	
120	299,700	337,100	373,200	
121	300,400	337,300	373,500	
122	301,100	337,500	373,800	
123	301,800	337,700	374,100	
124	302,500	337,900	374,400	
125	303,200	338,100	374,700	
126	303,900	338,300	375,000	
127	304,600	338,500	375,300	
128	305,300	338,700	375,600	
129	306,000	338,900	375,900	
130	306,600	339,100	376,200	
131	307,200	339,300	376,500	
132	307,800	339,500	376,800	
133	308,400	339,700	377,100	
134	309,000	339,900	377,400	
135	309,600	340,100	377,700	
136	310,200	340,300	378,000	
137	310,800	340,500	378,300	

	138	311,400	340,700	378,600	
	139	312,000	340,900	378,900	
	140	312,400	341,100	379,200	
	141	312,800	341,300	379,500	
	142	313,200	341,500	379,800	
	143	313,600	341,700	380,100	
	144	314,000	341,900		
	145	314,400	342,100		
	146	314,800			
	147	315,200			
	148	315,600			
	149	316,000			
	150	316,400			
	151	316,800			
	152	317,200			
	153	317,600			
	154	318,000			
	155	318,300			
	156	318,600			
	157	318,900			
	158	319,200			
	159	319,500			
	160	319,800			
	161	320,100			
	162	320,400			
	163	320,700			
	164	321,000			
	165	321,300			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		224,600	235,900	257,800	290,200

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

別表第2イ医療職給料表（二）の部及びウ医療職給料表（三）の部を次のように改める。

イ 医療職給料表（二）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	197,300	246,700	269,300	292,800	396,800
	2	198,300	247,600	270,700	294,500	399,300
	3	199,300	248,500	272,100	296,300	401,500
	4	200,200	249,500	273,500	298,100	403,800
	5	201,200	250,500	275,000	300,100	406,100
	6	202,300	251,500	276,600	302,000	408,400
	7	203,300	252,500	278,200	303,900	410,700
	8	204,300	253,500	279,800	305,900	412,900
	9	205,300	254,500	281,500	307,900	415,000
	10	206,500	255,600	283,200	309,800	417,300
	11	207,700	256,700	285,000	311,800	419,400
	12	208,800	257,800	286,700	313,800	421,500
	13	209,900	258,900	288,400	315,800	423,600
	14	211,100	260,100	290,100	317,800	425,500
	15	212,300	261,400	291,900	319,800	427,400
	16	213,600	262,700	293,800	321,800	429,200
	17	215,000	264,100	295,700	323,700	431,000
	18	216,500	265,500	297,500	325,600	432,600
	19	218,100	266,900	299,400	327,600	434,100
	20	219,700	268,300	301,300	329,600	435,400
	21	221,300	269,800	303,200	331,600	436,700
	22	222,800	271,300	305,000	333,600	438,100
	23	224,300	272,800	306,900	335,500	439,300
	24	225,800	274,300	308,800	337,500	440,300
	25	227,200	275,800	310,700	339,500	441,400
	26	228,700	277,300	313,000	341,900	442,500
	27	230,200	278,800	315,400	344,400	443,500
	28	231,800	280,300	317,800	346,900	444,400
	29	233,100	281,900	320,200	349,400	445,200
	30	234,000	284,000	322,000	351,500	446,000
	31	234,800	286,100	323,700	353,600	446,800
	32	235,600	288,200	325,500	355,600	447,600
	33	236,500	290,300	327,400	357,600	448,300
	34	237,400	291,600	329,100	359,600	449,000
	35	238,300	293,000	330,800	361,600	449,800
	36	239,300	294,400	332,500	363,600	450,500

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

37	240,200	295,900	334,300	365,600	451,100
38	241,000	297,300	336,000	367,600	451,800
39	241,900	298,600	337,700	369,500	452,400
40	242,900	299,900	339,400	371,400	453,000
41	243,900	301,300	341,100	373,300	453,500
42	244,800	302,500	342,800	375,200	454,000
43	245,800	303,800	344,500	377,100	454,500
44	246,800	305,100	346,200	378,900	455,100
45	247,700	306,500	347,800	380,700	455,700
46	248,900	307,700	349,400	382,500	456,300
47	250,100	309,000	351,000	384,300	456,900
48	251,300	310,200	352,700	386,100	457,300
49	252,700	311,500	354,400	387,900	457,800
50	254,000	312,800	356,000	389,700	458,300
51	255,200	314,000	357,600	391,600	458,800
52	256,400	315,200	359,200	393,300	459,300
53	257,600	316,400	360,900	395,000	459,800
54	258,800	317,500	362,500	396,700	460,300
55	259,800	318,700	364,200	398,400	460,700
56	261,000	319,900	365,800	399,900	461,200
57	262,100	321,100	367,300	401,400	461,700
58	263,300	322,300	368,900	402,900	462,200
59	264,400	323,400	370,400	404,400	462,700
60	265,400	324,600	371,900	405,900	463,200
61	266,400	325,800	373,500	407,300	463,600
62	267,600	327,000	375,100	408,600	464,100
63	268,600	328,200	376,600	409,900	464,600
64	269,600	329,400	378,100	411,100	465,100
65	270,700	330,500	379,600	412,200	465,600
66	271,900	331,700	381,100	413,200	466,100
67	272,900	332,900	382,600	414,200	466,600
68	274,000	334,100	384,000	415,200	467,100
69	275,000	335,200	385,400	416,200	467,600
70	276,100	336,400	386,700	417,000	468,100
71	277,100	337,600	388,000	417,900	468,600
72	278,200	338,700	389,200	418,700	469,100
73	279,300	339,900	390,300	419,500	469,600
74	280,500	341,000	391,300	420,200	470,100
75	281,500	342,100	392,300	420,900	470,600
76	282,600	343,100	393,200	421,600	471,100
77	283,600	344,100	394,200	422,300	471,600
78	284,800	345,100	395,100	422,900	
79	285,900	346,000	396,000	423,600	
80	286,900	346,900	396,700	424,200	

81	287,800	347,600	397,500	424,800	
82	288,800	348,400	398,300	425,300	
83	289,800	349,100	399,000	425,800	
84	290,800	349,800	399,600	426,300	
85	292,000	350,300	400,300	426,800	
86	293,100	350,900	400,900	427,200	
87	294,100	351,500	401,500	427,700	
88	295,100	352,000	402,000	428,200	
89	296,200	352,600	402,500	428,600	
90	297,300	353,200	403,000	429,100	
91	298,200	353,800	403,500	429,600	
92	299,300	354,300	404,000	430,000	
93	300,400	354,800	404,500	430,400	
94	301,500	355,300	405,000	430,900	
95	302,500	355,800	405,500	431,400	
96	303,500	356,300	406,000	431,800	
97	304,500	356,800	406,400	432,200	
98	305,600	357,200	406,800	432,600	
99	306,700	357,700	407,300	433,000	
100	307,700	358,200	407,800	433,400	
101	308,600	358,700	408,300	433,800	
102	309,600	359,100	408,800	434,200	
103	310,600	359,600	409,300	434,600	
104	311,500	360,100	409,700	435,000	
105	312,400	360,600	410,100	435,400	
106	313,300	361,000	410,500	435,800	
107	314,200	361,400	410,900	436,200	
108	315,100	361,800	411,300	436,600	
109	315,900	362,200	411,700	437,000	
110	316,700	362,600	412,100	437,400	
111	317,400	363,000	412,500	437,800	
112	318,100	363,400	412,900	438,200	
113	318,700	363,800	413,300	438,600	
114	319,400	364,200	413,700	439,000	
115	320,000	364,600	414,100	439,400	
116	320,600	365,000	414,500	439,800	
117	321,100	365,400	414,900	440,200	
118	321,600		415,300		
119	322,000		415,700		
120	322,400		416,100		
121	322,700		416,500		
122	323,100		416,900		
123	323,500		417,300		
124	323,900		417,700		

	125	324,300		418,100		
	126	324,600		418,500		
	127	325,000		418,900		
	128	325,400		419,300		
	129	325,800		419,700		
	130	326,200		420,100		
	131	326,600		420,500		
	132	327,000		420,900		
	133	327,300		421,300		
	134	327,700				
	135	328,000				
	136	328,300				
	137	328,600				
	138	328,900				
	139	329,200				
	140	329,500				
	141	329,800				
	142	330,100				
	143	330,400				
	144	330,700				
	145	331,000				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		212,300	248,000	286,300	305,700	331,100

備考 この表は、栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（三）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	208,100	250,800	270,400	293,100	396,800
	2	209,400	251,400	271,700	294,900	399,300
	3	210,600	252,000	273,000	296,700	401,500
	4	211,800	252,600	274,300	298,400	403,800
	5	213,000	253,400	275,700	300,100	406,100
	6	214,300	254,100	277,200	302,000	408,400
	7	215,600	254,800	278,800	303,900	410,700
	8	216,800	255,600	280,400	305,900	412,900
	9	218,000	256,400	282,100	307,900	415,000
	10	219,300	257,200	283,800	309,900	417,300
	11	220,600	258,100	285,600	311,900	419,400
	12	221,900	259,000	287,300	314,000	421,500
	13	223,200	260,000	289,000	315,800	423,600
	14	224,400	261,200	290,700	318,000	425,500
	15	225,700	262,400	292,400	320,100	427,400
	16	226,900	263,700	294,300	322,000	429,200
	17	228,100	265,100	296,200	323,800	431,000
	18	229,200	266,500	298,000	325,900	432,600
	19	230,300	267,900	299,900	327,800	434,100
	20	231,400	269,200	301,700	329,600	435,400
	21	232,500	270,600	303,500	331,800	436,700
	22	234,100	272,000	305,300	333,900	438,100
	23	235,600	273,400	307,200	336,000	439,300
	24	237,100	274,900	309,100	338,100	440,300
	25	238,300	276,400	311,000	340,100	441,400
	26	238,900	277,900	313,300	342,500	442,500
	27	239,600	279,400	315,700	345,000	443,500
	28	240,200	280,800	318,100	347,500	444,400
	29	240,700	282,300	320,500	350,000	445,200
	30	241,200	284,500	322,300	352,000	446,000
	31	241,700	286,700	324,000	354,000	446,800
	32	242,400	288,800	325,800	356,000	447,600
	33	243,100	290,600	327,600	358,000	448,300
	34	243,600	292,000	329,400	360,000	449,000
	35	244,100	293,600	331,000	362,000	449,800
	36	244,700	295,200	332,600	364,000	450,500
	37	245,500	296,700	334,400	365,900	451,100
	38	246,200	298,100	336,000	367,800	451,800
	39	246,900	299,400	337,700	369,700	452,400

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

40	247,700	300,700	339,500	371,600	453,000
41	248,700	301,900	341,200	373,500	453,500
42	249,700	303,200	342,800	375,400	454,000
43	250,700	304,400	344,500	377,200	454,500
44	251,900	305,700	346,200	378,900	455,100
45	253,100	306,900	347,900	380,700	455,700
46	254,500	308,100	349,400	382,500	456,300
47	255,900	309,300	351,000	384,300	456,900
48	257,200	310,400	352,700	386,100	457,300
49	258,300	311,700	354,400	387,900	457,800
50	259,600	312,900	356,000	389,700	458,300
51	260,600	314,100	357,600	391,600	458,800
52	261,800	315,300	359,200	393,300	459,300
53	262,800	316,400	360,900	395,000	459,800
54	264,100	317,600	362,500	396,700	460,300
55	265,300	318,700	364,200	398,400	460,700
56	266,200	319,900	365,800	399,900	461,200
57	267,100	321,100	367,300	401,400	461,700
58	268,400	322,300	368,900	402,900	462,200
59	269,500	323,400	370,400	404,400	462,700
60	270,400	324,600	371,900	405,900	463,200
61	271,400	325,800	373,500	407,300	463,600
62	272,500	327,000	375,100	408,600	464,100
63	273,500	328,200	376,600	409,900	464,600
64	274,600	329,400	378,100	411,100	465,100
65	275,700	330,500	379,600	412,200	465,600
66	276,800	331,700	381,100	413,200	466,100
67	277,900	332,900	382,600	414,200	466,600
68	278,900	334,100	384,000	415,200	467,100
69	280,000	335,200	385,400	416,200	467,600
70	280,900	336,400	386,700	417,000	468,100
71	281,900	337,600	388,000	417,900	468,600
72	283,100	338,700	389,200	418,700	469,100
73	284,300	339,900	390,300	419,500	469,600
74	285,300	341,000	391,300	420,200	470,100
75	286,200	342,100	392,300	420,900	470,600
76	287,300	343,100	393,200	421,600	471,100
77	288,500	344,100	394,200	422,300	471,600
78	289,400	345,100	395,100	422,900	
79	290,400	346,000	396,000	423,600	
80	291,500	346,900	396,700	424,200	
81	292,600	347,600	397,500	424,800	
82	293,600	348,400	398,300	425,300	
83	294,500	349,100	399,000	425,800	

84	295,600	349,800	399,600	426,300	
85	296,700	350,300	400,300	426,800	
86	297,700	350,900	400,900	427,200	
87	298,700	351,500	401,500	427,700	
88	299,800	352,000	402,000	428,200	
89	300,800	352,600	402,500	428,600	
90	301,700	353,200	403,000	429,100	
91	302,700	353,800	403,500	429,600	
92	303,700	354,300	404,000	430,000	
93	304,700	354,800	404,500	430,400	
94	305,700	355,300	405,000	430,900	
95	306,700	355,800	405,500	431,400	
96	307,700	356,300	406,000	431,800	
97	308,600	356,800	406,400	432,200	
98	309,600	357,200	406,800	432,600	
99	310,600	357,700	407,300	433,000	
100	311,500	358,200	407,800	433,400	
101	312,400	358,700	408,300	433,800	
102	313,300	359,100	408,800	434,200	
103	314,200	359,600	409,300	434,600	
104	315,100	360,100	409,700	435,000	
105	315,900	360,600	410,100	435,400	
106	316,700	361,000	410,500	435,800	
107	317,400	361,400	410,900	436,200	
108	318,100	361,800	411,300	436,600	
109	318,700	362,200	411,700	437,000	
110	319,400	362,600	412,100	437,400	
111	320,000	363,000	412,500	437,800	
112	320,600	363,400	412,900	438,200	
113	321,100	363,800	413,300	438,600	
114	321,600	364,200	413,700	439,000	
115	322,000	364,600	414,100	439,400	
116	322,400	365,000	414,500	439,800	
117	322,700	365,400	414,900	440,200	
118	323,100		415,300		
119	323,500		415,700		
120	323,900		416,100		
121	324,300		416,500		
122	324,600		416,900		
123	325,000		417,300		
124	325,400		417,700		
125	325,800		418,100		
126	326,200		418,500		
127	326,600		418,900		

	128	327,000		419,300		
	129	327,300		419,700		
	130	327,700		420,100		
	131	328,000		420,500		
	132	328,300		420,900		
	133	328,600		421,300		
	134	328,900				
	135	329,200				
	136	329,500				
	137	329,800				
	138	330,100				
	139	330,400				
	140	330,700				
	141	331,000				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		216,700	249,300	286,300	305,700	331,100

備考 この表は、保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会
が定めるものに適用する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例別表第1イに掲げる行政職給料表(二)の適用について、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてその者の属していた職務の級(以下「旧級」という。)が付則別表第1の旧級欄に掲げる職務の級であった職員の施行日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

3 施行日の前日において職員の給与に関する条例別表第1アに掲げる行政職給料表(一)、同表イに掲げる行政職給料表(二)、別表第2イに掲げる医療職給料表(二)及び同表ウに掲げる医療職給料表(三)の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が付則別表第2に掲げられている職務の級であったものの施行日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(施行日前の異動者の号給の調整)

4 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(復職等の日における号給調整の特例)

5 施行日の前日から引き続き休職中等(初任給、昇格及び昇給等に関

する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第18号）第33条の規定による休職中、結核休養中、自己啓発等休業中、配偶者同行休業中、育児休業中、外国派遣中、公益的法人等派遣中又は停職中をいう。以下同じ。）の者のうち、次に掲げる職員の施行日後の復職した日、職務に復帰した日、休養の終了した日の翌日又は再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）における号給は、施行日に復職等をしていただければ決定されていた号給に調整する。

(1) 休職中等の期間の初日から施行日の前日までの間に初任給、昇格及び昇給等に関する規則第2条第4号に規定する昇給日がある職員

(2) 復職等の日に昇格する職員（施行日の前日においてこの条例による改正前の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年板橋区条例第16号）付則第5項から第7項までに規定する差額に相当する額を加算した額を受ける職員に限る。）

（施行日と同日に昇格等をする場合の号給決定）

6 施行日と同日に昇格、降格、昇給、降給又は転職等をする場合の号給決定は、付則別表第2による切替えを行った後の号給を基礎として行うものとする。

（他の特別区及び特別区の一部事務組合から採用される職員に対する規定の準用）

7 施行日の前日に人事交流により他の特別区及び特別区の一部事務組合を退職し、施行日から採用される職員の初任給決定については、付則第2項から前項まで並びに付則別表第1及び付則別表第2の規定を準用する。

（委任）

8 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

9 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年板橋区条例第16号）の一部を次のように改正する。

付則第5項から第7項までを次のように改める。

5 削除

6 削除

7 削除

付則別表第1（付則第2項関係）

職務の級の切替表

旧級	新級
1級	1級
2級	2級
3級	3級
4級	4級

付則別表第2（付則第3項関係）

号給の切替表

ア 行政職給料表（一）の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	5級	6級	7級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	1	1
23	1	1	1
24	1	1	1
25	1	1	1
26	1	1	1
27	1	1	1
28	1	1	1
29	1	1	1

30	1	1	2
31	1	1	2
32	1	1	2
33	1	1	2
34	2	1	2
35	3	1	2
36	4	1	2
37	5	1	2
38	6	1	2
39	7	1	3
40	8	1	3
41	9	2	3
42	10	2	3
43	11	2	3
44	12	2	3
45	13	2	3
46	14	2	3
47	15	3	3
48	16	3	3
49	17	3	3
50	18	3	3
51	19	3	3
52	20	3	4
53	21	3	4
54	22	4	4
55	23	4	4
56	24	4	4
57	25	4	4
58	26	4	4
59	27	4	4
60	28	4	4
61	29	4	4
62	30	5	
63	31	5	
64	32	5	
65	33	5	
66	34	5	

67	35	5	
68	36	5	
69	37	5	
70	38	5	
71	39	5	
72	40	5	
73	41	6	
74	42	6	
75	43	6	
76	44	6	
77	45	6	
78	46	6	
79	47	6	
80	48	6	
81	49	6	
82	50	6	
83	51	6	
84	52	7	
85	53	7	
86	54	7	
87	55	7	
88	56	7	
89	57	7	
90	58		
91	59		
92	60		
93	61		
94	62		
95	63		
96	64		
97	65		
98	66		
99	67		
100	68		
101	69		
102	70		
103	71		

104	72		
105	73		
106	74		
107	75		
108	76		
109	77		

イ 行政職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	1級	2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	4	2	1	1
5	5	2	1	1
6	7	3	1	1
7	7	4	1	1
8	8	5	1	1
9	9	6	1	1
10	9	7	1	1
11	11	8	1	1
12	12	9	1	1
13	13	10	1	1
14	13	11	1	1
15	15	12	2	1
16	16	13	3	1
17	16	14	3	1
18	16	15	4	1
19	17	16	5	1
20	18	17	5	1
21	19	17	6	1
22	20	18	7	1
23	21	18	8	1
24	22	19	9	1
25	23	19	9	1
26	24	20	10	1
27	25	21	13	1
28	26	22	17	2
29	27	23	17	2
30	28	24	18	3
31	29	24	18	4

32	30	25	19	5
33	31	27	19	5
34	32	29	20	6
35	33	31	20	7
36	34	33	21	8
37	35	33	22	9
38	36	34	23	9
39	37	34	24	10
40	38	35	25	11
41	39	35	26	12
42	40	36	27	13
43	41	36	28	15
44	42	37	29	17
45	43	38	30	17
46	44	39	31	18
47	45	40	32	18
48	46	41	33	19
49	47	42	35	20
50	48	43	37	21
51	49	44	38	21
52	50	45	40	22
53	50	46	41	24
54	51	47	43	25
55	51	48	44	25
56	52	48	45	27
57	52	50	45	28
58	53	51	46	28
59	53	52	48	29
60	54	53	49	29
61	54	54	51	30
62	55	55	52	32
63	56	56	53	33
64	57	57	54	33
65	58	58	54	33
66	59	58	55	34
67	60	59	56	34
68	61	60	57	34

69	62	61	58	35
70	63	62	59	36
71	64	63	60	36
72	65	64	61	37
73	66	64	61	37
74	67	65	61	38
75	68	66	62	38
76	69	67	62	39
77	70	68	62	39
78	71	69	63	40
79	72	69	63	40
80	73	70	64	41
81	74	71	64	41
82	75	71	65	41
83	76	71	65	41
84	77	72	66	42
85	78	72	67	42
86	79	72	68	42
87	80	73	68	43
88	81	73	69	43
89	82	73	69	43
90	83	74	70	44
91	84	74	71	44
92	85	74	71	44
93	86	75	72	45
94	87	75	72	45
95	88	75	73	45
96	89	76	74	46
97	90	77	75	46
98	91	77	75	46
99	92	78	76	46
100	93	79	77	47
101	94	80	77	47
102	95	80	78	47
103	96	81	79	47
104	97	82	79	48
105	98	83	80	48

106	99	84	81	48
107	100	85	81	48
108	101	86	82	49
109	102	87	83	49
110	103	88	83	49
111	104	88	84	50
112	105	89	85	50
113	105	90	86	50
114	106	91	86	51
115	107	91	87	51
116	108	92	88	51
117	109	93	89	52
118	110	94	90	52
119	110	94	91	52
120	111	95	92	53
121	112	96	93	55
122	112	97	94	
123	113	97	95	
124	113	98	96	
125	114	99	98	
126	114	99	99	
127	115	100	100	
128	115	101	102	
129	116	101	103	
130	116	102	104	
131	116	103	106	
132	117	103	107	
133	117	104	108	
134	118	104	110	
135	118	105	111	
136	118	105	112	
137	119	105	114	
138	119	106	115	
139	120	106	116	
140	120	106	118	
141	121	107	119	
142	121	107	120	

143	122	107	122	
144	122	108	123	
145	123	108	124	
146	123	108	126	
147	123	109	127	
148	124	109	128	
149	124	109	130	
150	124		131	
151	125		132	
152	125		134	
153	126		135	
154	126		136	
155	126		137	
156	127		138	
157	127		139	
158	128			
159	128			
160	129			
161	129			
162	129			
163	130			
164	130			
165	131			

ウ 医療職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	5級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1

32	1
33	1
34	2
35	3
36	4
37	5
38	6
39	7
40	8
41	9
42	10
43	11
44	12
45	13
46	14
47	15
48	16
49	17
50	18
51	19
52	20
53	21
54	22
55	23
56	24
57	25
58	26
59	27
60	28
61	29
62	30
63	31
64	32
65	33
66	34
67	35
68	36

69	37
70	38
71	39
72	40
73	41
74	42
75	43
76	44
77	45
78	46
79	47
80	48
81	49
82	50
83	51
84	52
85	53
86	54
87	55
88	56
89	57
90	58
91	59
92	60
93	61
94	62
95	63
96	64
97	65
98	66
99	67
100	68
101	69
102	70
103	71
104	72
105	73

106	74
107	75
108	76
109	77

エ 医療職給料表（三）の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	5級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1

32	1
33	1
34	2
35	3
36	4
37	5
38	6
39	7
40	8
41	9
42	10
43	11
44	12
45	13
46	14
47	15
48	16
49	17
50	18
51	19
52	20
53	21
54	22
55	23
56	24
57	25
58	26
59	27
60	28
61	29
62	30
63	31
64	32
65	33
66	34
67	35
68	36

69	37
70	38
71	39
72	40
73	41
74	42
75	43
76	44
77	45
78	46
79	47
80	48
81	49
82	50
83	51
84	52
85	53
86	54
87	55
88	56
89	57
90	58
91	59
92	60
93	61
94	62
95	63
96	64
97	65
98	66
99	67
100	68
101	69
102	70
103	71
104	72
105	73

106	74
107	75
108	76
109	77

東京都板橋区長及び副区長の給料等に関する条例等の一部を改正する
条例を公布する。

令和 8 年 3 月 1 2 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 4 号

東京都板橋区長及び副区長の給料等に関する条例等の一部
を改正する条例

(東京都板橋区長及び副区長の給料等に関する条例の一部改正)

第 1 条 東京都板橋区長及び副区長の給料等に関する条例（昭和 3 1 年
板橋区条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、
着後手当、扶養親族移転料、死亡手当及び渡航手数料」を「その他の
交通費、宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航
雑費及び死亡手当」に改める。

別表第 2 区長の項中「東京都知事等の給料等に関する条例（昭和 2
3 年東京都条例第 1 0 2 号）中副知事相当額」を「国家公務員等の旅
費に関する法律施行令（令和 6 年政令第 3 0 6 号）中内閣総理大臣等
相当額」に改め、同表副区長の項中「職員の旅費に関する条例（昭和
2 6 年東京都条例第 7 6 号）中指定職の職務にある者相当額」を「国
家公務員等の旅費に関する法律施行令中指定職職員等相当額」に改め
る。

(東京都板橋区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
改正)

第 2 条 東京都板橋区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
（昭和 3 1 年板橋区条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、死亡手
当及び渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、宿泊手当、渡航雑
費及び死亡手当」に改める。

(東京都板橋区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 東京都板橋区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年板橋区条例第14号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料及び渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費」に改める。

(東京都板橋区監査委員の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 東京都板橋区監査委員の給与等に関する条例(平成3年板橋区条例第35号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料及び渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費」に改める。

(東京都板橋区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部改正)

第5条 東京都板橋区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例(昭和31年板橋区条例第15号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、死亡手当及び渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の東京都板橋区長及び副区長の給料等に関する条例第3条第2項及び別表第2の規定、第2条の規定による改正後の東京都板橋区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第7条第2項の規定、第3条の規定による改正後の東京都板橋区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例第7条第2項の規定、第4条の規定による改正後の東京都板橋区監査委員の給与等に関する

条例第3条第2項の規定及び第5条の規定による改正後の東京都板橋区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例第3条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

東京都板橋区手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月12日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第5号

東京都板橋区手数料条例の一部を改正する条例

第1条 東京都板橋区手数料条例（平成12年板橋区条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表42の8の項中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改め、同表155の11の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「マンション建替事業、マンション敷地売却事業又は敷地分割事業」を「マンション再生事業等」に改め、同表155の12の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第120条第1項」を「第113条第1項、第163条の6第1項」に改め、「第126条第3項」の次に「、第163条の19第3項」を加え、「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改め、同表155の13の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の59第1項」に、「建築物の容積率」を「建築物の容積率等」に、「要除却認定マンション」を「要除却等認定マンション」に、「マンションの容積率」を「マンション又は要除却等認定マンションに係るマンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さ」に改め、同表155の14の項事務の欄中「第5条の4」を「第5条の14」に改め、同項額の欄中「第5条の4各号」を「第5条の14各号」に改める。

第2条 東京都板橋区手数料条例の一部を次のように改正する。

別表155の14の項事務の欄中「第5条の14」を「第5条の1

6」に改め、同項額の欄中「第5条の14各号」を「第5条の16各号」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定中別表155の14の項の改正規定 公布の日
- (2) 第1条の規定中別表42の8の項の改正規定 令和8年5月1日
- (3) 第2条の規定 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日

いたばし応援基金条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月12日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第6号

いたばし応援基金条例の一部を改正する条例

いたばし応援基金条例（平成28年板橋区条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「未来をはぐくむ緑と文化のかがやくまち板橋」を「未来をひらく緑と文化のかがやくまち板橋」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

東京都板橋区営住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 8 年 3 月 1 2 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 7 号

東京都板橋区営住宅条例の一部を改正する条例

東京都板橋区営住宅条例（平成 9 年板橋区条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 東京都板橋区営常盤台四丁目第 2 アパートの項を削り、同表に次のように加える。

東京都板橋区営南常盤台住宅	東京都板橋区南常盤台二丁目 1 0 番 5 号	8 6	特定
---------------	-------------------------	-----	----

別表第 2 に次のように加える。

東京都板橋区営南常盤台住宅駐車場	東京都板橋区南常盤台二丁目 1 0 番 5 号	4
------------------	-------------------------	---

付 則

- 1 この条例は、板橋区規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第 1 に規定する東京都板橋区営南常盤台住宅の指定管理者の指定に係る手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

東京都板橋区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 8 年 3 月 1 2 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 8 号

東京都板橋区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

東京都板橋区心身障害者福祉手当条例（昭和 4 8 年板橋区条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

別表中 「 別表
障害者の区分 金額 」 を

「 別表（第 2 条、第 3 条関係）
障害者の区分 金額 」 に改め、

同表知的障害者の項の次に次のように加える。

精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 4 5 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 2 5 年政令第 1 5 5 号）第 6 条第 3 項に規定する障害等級が 1 級であるもの	7, 7 5 0 円
-------	---	------------

別表に備考として次のように加える。

備考 2 以上の障害者の区分に該当する場合は、右欄に定める額を重複して支給しないものとし、金額を異にするときは、高額のものに

よる。

付 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 受給資格の認定のための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 この条例による改正後の東京都板橋区心身障害者福祉手当条例（以下「新条例」という。）別表精神障害者の項の規定に該当する者に限り、令和8年4月1日から同年7月31日までになされた新条例第4条の規定に基づく認定の申請は、同年4月1日に新条例第2条の規定に該当していた者にあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至った者にあつてはその該当するに至った日に認定の申請があつたものとみなす。

東京都板橋区立おとしより保健福祉センター条例を廃止する条例を公布する。

令和 8 年 3 月 1 2 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 9 号

東京都板橋区立おとしより保健福祉センター条例を廃止する条例

東京都板橋区立おとしより保健福祉センター条例（平成 2 年板橋区条例第 2 7 号）は、廃止する。

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

東京都板橋区立高齢者住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月12日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第10号

東京都板橋区立高齢者住宅条例の一部を改正する条例

東京都板橋区立高齢者住宅条例（平成9年板橋区条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表東京都板橋区立成増けやしき苑の項及び東京都板橋区立小豆沢けやしき苑の項を削る。

付 則

この条例は、板橋区規則で定める日から施行する。

東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 8 年 3 月 1 2 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 1 1 号

東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 4 年板橋区条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」に改める。

第 2 7 条第 3 項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第 2 8 条第 1 項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(2)の 2 児童福祉法施行規則（昭和 2 3 年厚生省令第 1 1 号）第 5 条の 2 の 8 に規定するこども家庭ソーシャルワーカー（以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者

第 2 8 条第 1 項第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改める。

第 3 6 条第 1 項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(2)の 2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第 3 6 条第 1 項第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改める。

第 3 7 条第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(4)の 2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第 5 5 条第 2 項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第 5 6 条第 1 項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(2)の 2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第 5 6 条第 1 項第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改める。

第57条第1項第3号の次に次の1号を加える。

(3)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第82条第4項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第83条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第83条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第89条第2項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第90条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第90条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第91条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 精神保健福祉士の資格を有する者

(2)の3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第92条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 精神保健福祉士の資格を有する者

(2)の3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第102条第2項第2号中「（昭和23年厚生省令第11号）」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都板橋区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月12日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第12号

東京都板橋区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年板橋区条例第66号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第22条第3号の次に次の1号を加える。

(3)の2 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都板橋区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 8 年 3 月 1 2 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 1 3 号

東京都板橋区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例（平成 2 6 年板橋区条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」
に改める。

第 1 7 条第 2 項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に
掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1
号）第 1 2 条又は第 1 3 条に規定する健康診査をいう。同表において
同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた
場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診
断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康
診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家
庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果
を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は 幼児（以下「乳幼児」という。） の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時 の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の 健康診断又は臨時の健康診断

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都板橋区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月12日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第14号

東京都板橋区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年板橋区条例第42号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第10条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第13条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に、「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第16条第6号中「乳児、幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「、終了に関する事項及び」を「及び終了に関する事項その他の」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「に係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第22条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する

特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第26条後段を削る。

第27条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定（「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

東京都板橋区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 8 年 3 月 1 2 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 1 5 号

東京都板橋区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年板橋区条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項第 1 号中「この号及び次号において」を削る。

第 2 5 条中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第 2 7 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第 2 8 条第 2 項において準用する認定こども園法第 2 7 条の 2 第 1 項各号）」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都板橋区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月12日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第16号

東京都板橋区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

東京都板橋区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和4年板橋区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第17条中「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の10各号」を「法第27条の2第1項各号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都板橋区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 8 年 3 月 1 2 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 1 7 号

東京都板橋区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園
の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（令和 4 年板橋区条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「第 1 8 条の 1 8 第 1 項の登録」を「第 1 8 条の 1 8 第 3 項に規定する保育士登録」に改める。

第 1 5 条の 2 中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号（幼稚園型認定こども園にあっては、学校教育法第 2 8 条第 2 項において準用する法第 2 7 条の 2 第 1 項各号）」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都板橋区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 8 年 3 月 1 2 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 1 8 号

東京都板橋区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 7 年板橋区条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都板橋区介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月12日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第19号

東京都板橋区介護保険条例の一部を改正する条例

東京都板橋区介護保険条例（平成12年板橋区条例第25号）の一部を次のように改正する。

付則に次の3項を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

18 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において板橋区に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において板橋区に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により板橋区の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この項から付則第20項までにおいて同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第11条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除し

て得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

- 19 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第11条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置

法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

20 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第11条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当

該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)とする。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

高島平二・三丁目周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を公布する。

令和8年3月12日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第20号

高島平二・三丁目周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、高島平二・三丁目周辺地区における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を定めることにより、適切かつ合理的な土地利用を図り、もって適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(適用区域)

第2条 この条例は、東京都市計画高島平二・三丁目周辺地区地区計画（令和7年板橋区告示第322号。以下「地区計画」という。）の区域内に適用する。

(用途の制限)

第3条 地区計画の計画図1-1に表示する地区（以下「計画地区」という。）の区域内においては、次の各号に掲げる用途に供する建築物を建築してはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第6項各号に定める店舗型性風俗特殊営業の用途に供するもの
- (2) 風営法第2条第9項に定める店舗型電話異性紹介営業の用途に供するもの
- (3) 風営法第2条第11項に定める特定遊興飲食店営業の用途に供するもの

- (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、勝舟投票券発売所その他これらに類するもの
- (5) 東京都市計画道路幹線街路補助線街路第203号線（けやき通り）に面する建築物の地上1階部分が、住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿若しくは倉庫業を営む倉庫（以下「住宅等」という。）の用途に供するもの。ただし、住宅等の出入口、エントランスホールその他これらに類するもの又は敷地の形態上若しくは用途上やむを得ないと区長があらかじめ認定したものはこの限りでない。

（建蔽率の最高限度）

第4条 建築物の建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計）の敷地面積に対する割合（以下「建蔽率」という。）は、各計画地区においては、10分の5以下でなければならない。

- 2 前項の規定の適用については、法第53条第3項各号のいずれかに該当する建築物にあつては前項に定める数値に10分の1を加えたものをもって同項に定める数値とし、法第53条第3項第1号及び第2号に該当する場合又は同条第6項第1号に該当する建築物にあつては前項に定める数値に10分の2を加えたものをもって同項に定める数値とする。

（敷地面積の最低限度）

第5条 建築物の敷地面積は、計画地区のうち再整備地区1においては、2,000平方メートル以上でなければならない。ただし、公衆便所、巡査派出所、バス停留所の上屋、公共用歩廊、公衆電話所、防災倉庫その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地には、適用しない。

- 2 前項本文の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で同項本文の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項本文の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、同項本文の規定は、適用しない。

ただし、前項本文の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項本文の規定に適合するに至った土地については、この限りでない。

3 次の各号のいずれかに該当する土地のうち、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第136条の2の5第11項第1号に掲げる土地以外のもので、第1項本文の規定に適合しなくなるもの又は前項本文の規定の適用がなくなるものについては、当該土地を同項本文に規定する土地とみなす。

(1) 公共施設（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第14項に規定する公共施設をいう。以下同じ。）の整備又は法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行により、建築物の敷地面積が減少した土地の全部を一の敷地として使用する場合の土地

(2) 公共施設の整備又は法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行により代替地として譲り受けた土地

4 第2項本文の規定に該当する場合で、所有権その他の権利に基づいて当該土地の面積を増加させて新たに一の敷地として使用するとき、第1項本文の規定に適合しないときは、第2項本文に規定する土地とみなす。

（壁面の位置の制限）

第6条 建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）

の面の位置の制限は、別表左欄に掲げる計画地区の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定めるとおりとする。

2 前項の規定に満たない距離にある建築物又は建築物の各部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の規定は、適用しない。

(1) 地区計画の決定の告示日において現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物のうち前項の規定に適合しない部分

(2) 公共用歩廊、落下物防止のための庇等

(3) 共同住宅又は地下駐車場の出入口、駐輪場その他の広場空間の効

用を高める小規模な建築物

(4) バス停留所の上屋その他道路の上空に設けられる建築物であって、道路の交通に支障がないもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が公益上又は安全上支障がないとあらかじめ認定したもの

(高さの最高限度)

第7条 建築物の高さは、計画地区の再整備地区1においては、110メートル以下でなければならない。

2 前項の規定による建築物の高さには、階段室、昇降機塔その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が、当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、12メートルまでは当該建築物の高さに算入しない。

(建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合等の措置)

第8条 建築物の敷地が第3条又は第5条第1項の規定による制限を受ける地区計画の区域の内外又は計画地区の2以上にわたる場合においては、その建築物又はその敷地の全部について敷地の過半の属する地区計画の区域又は計画地区内の建築物に関する規定を適用する。

2 建築物の敷地が第4条の規定による制限を受ける地区計画の区域の内外又は計画地区の2以上にわたる場合においては、同条に規定する最高限度を、法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率の最高限度とみなして、同条第2項の規定を適用する。

3 建築物の敷地が第6条第1項又は前条第1項の規定による制限を受ける地区計画の区域の内外又は計画地区の2以上にわたる場合においては、地区計画の区域又は各計画地区内に存する当該建築物の部分についてそれぞれ当該規定を適用する。

(一定の複数建築物に対する制限の特例)

第9条 法第86条第1項の規定に基づき認定を受けた一団地内に2以上の構えを成す建築物又は同条第2項の規定に基づき認定を受けた一定の一団の土地の区域内に現に存する建築物の位置及び構造を前提と

して建築された建築物については、第4条及び第5条第1項の規定を適用する場合においては、これらの建築物は、同一敷地内にあるものとみなす。

2 前項の規定は、法第86条の2第1項の規定に基づき認定を受けた建築物について準用する。

(既存建築物に対する制限の緩和)

第10条 法第3条第2項の規定により第3条及び第6条第1項の規定の適用を受けない建築物について、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、当該建築物の既存部分のうちこれらの規定に適合しない部分に対しては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条及び第6条第1項の規定は、適用しない。

(用途の変更に対するこの条例の準用)

第11条 法第3条第2項の規定により第3条、第6条第1項及び第7条第1項の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合には、法第87条第3項の規定にかかわらず、第3条、第6条第1項及び第7条第1項の規定を準用しない。

(公益上必要な建築物等の特例)

第12条 区長がこの条例の各規定の適用に関して、公益上必要な建築物で用途上若しくは構造上やむを得ないと認め、又は地区計画の区域及びその周辺の地域における土地利用の状況等からみて当該地区計画の区域における良好な市街地の環境の形成若しくは維持を図る上で支障がないと認めて許可した建築物又は建築物の敷地については、その許可の範囲内において、当該規定は、適用しない。

2 前項の規定による許可を受けようとする者は、区長に対し、許可の申請をしなければならない。

3 区長は、第1項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、法第78条の規定に基づく東京都板橋区建築審査会の同意を得なければならない。

4 区長は、第3条の規定による制限に係る許可をする場合においては、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による聴聞を行わなければならない。

5 区長は、前項の規定により聴聞を行う場合においては、その許可しようとする建築物の建築の計画並びに聴聞の期日及び場所を期日の3日前までに公告しなければならない。

(許可申請手数料)

第13条 前条第1項の規定による許可を受けようとする者は、許可申請の際、手数料を納めなければならない。

2 前項に規定する手数料の額は、第3条、第4条、第5条第1項、第6条第1項及び第7条第1項の規定に係る許可ごとに、16万円とする。

3 区長は、国又は地方公共団体から申請があったとき、その他区長において特別の理由があると認めるときは、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、板橋区規則で定める。

(罰則)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条又は第5条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主（建築物を建築した後に当該建築物の敷地を分割したことにより、第5条第1項の規定に違反することとなった場合においては、当該敷地の所有者、管理者又は占有者）

(2) 第4条、第6条第1項又は第7条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）

(3) 法第87条第2項において準用する第3条の規定に違反した場合

における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

- 2 前項第2号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金刑を科する。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第1項の罰金刑を科する。

付 則

この条例は、令和8年5月31日から施行する。

別表（第6条関係）

計画地区の区分	壁面の位置の制限
再整備地区1	地区計画の計画図3に示す2号壁面又は3号壁面が定められている敷地においては、外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離は4メートル以上とする。ただし、2号壁面においては、地盤面から高さ30メートルを超える部分の外壁等の面から道路境界線までの距離は8メートル以上とする。
再整備地区2及びプロムナード地区	地区計画の計画図3に示す1号壁面が定められている敷地においては、外壁等の面から道路境界線又は地区計画の計画図2に示す区画道路1号の境界線までの距離は2メートル以上とする。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月12日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第21号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年板橋区条例第31号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同項ただし書中「勤務しなかった」を「勤務をしなかった」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。